

議案第75号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

富士見公園	陸上競技場 野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール
-------	--

」

を

「

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール
-------	---

」

に改め、西菅公園の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定中西菅公園の項を削る部分は、川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第 号）の施行の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

富士見公園の区域の変更並びに西菅公園の野球場及びテニスコートを多摩スポーツセンターの施設とすることに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。